小児がん拠点病院と中央機関の役割





小児がんセンター長 松本 公一

(まつもときみかず)

2015.3.31 小児がん中央機関アドバイザリーボード

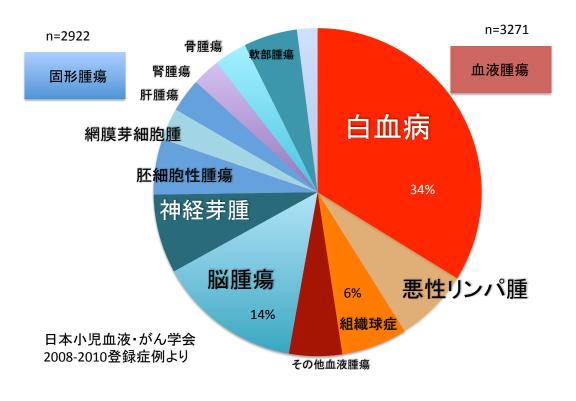
小児がんは小児の死因として大きな位置を占める

小児の主要死因(人口動態統計(平成24年)厚生労働省)

	0歳	人	1~4歳	人	5~9歳	人	10~14歳 —	人	15~19歳	人
		%		%		%		%		%
第	先天奇形, 変形及び染 色体異常	815	先天奇形, 変形及び染 色体異常	180	不慮の事故	103	悪性新生物	111	自殺	510
1 位		35.5		20.5		20.7		21.8		37.3
第	周産期に特 異的な呼吸 障害等	314	不慮の事故	123	悪性新生物	84	不慮の事故	95	不慮の事故	341
2 位		13.7		14		16.9		18.7		24.9
第	乳幼児突然 死症候群	144	悪性新生物	101	先天奇形, 変形及び染 色体異常	35	自殺	75	悪性新生物	165
3 位		6.3		11.5		6.4		14.7		12.1

悪性新生物 = 小児がん = 血液悪性腫瘍+固形腫瘍

日本の小児がん(新患)



"小児がん"の特徴

■年間発症数は2000~2500

成人がん患者は69万人と多い。 3人に1人ががんで死亡する計算

■治療は成人と比較して強力

晩期合併症も多い。

■治癒率が高い=小児がんサバイバーの増加

成人での年間の死亡数は35万人 20歳代の700人に一人は小児がん経験者となる

■小児にしか発症しないものがある

網膜芽腫、神経芽腫など成人発症はまれ 成人になった時に、どこに罹ったらいいかわからない

がん対策推進基本計画 平成24年6月

重点的に取り組むべき課題

- 1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実と これらを専門的に行う医療従事者の育成
 - 2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - 3. がん登録の推進
 - 4. 働く世代や小児へのがん対策の充実

写)

【改正後全文】 健発0907第2号 平成24年9月7日 最終改正 健発0205第4号

平成26年2月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

小児がん拠点病院等の整備について

我が国において、「がん」は小児の病死原因の第1位である。小児がん患者は、 治療後の経過が成人に比べて長いことに加えて、晩期合併症や、患者の発育・ 教育に関する問題等、成人のがん患者とは異なる問題を抱えている。特に、小 児がんの年間発症患者数は2000人から2500人と少ないが、小児がんを 扱う施設は約200程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医 療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けら れていないことが懸念されている。こうした現状を改善するため、小児がん診 療及び支援体制の充実を図り、小児がんに関する積極的かつ効果的な施策を展 開していくことが重要かつ急務となっている。



小児がん拠点病院の指定要件

診療体制

(1) 診療機能

- 1 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供
- 2 化学療法の提供体制 レジメン委員会、キャンサーボード
- 3 緩和ケアの提供体制 緩和ケアチーム、緩和ケアカンファ
- 4 病病連携・病診連携の協力体制
- 5 セカンドオピニオンの提供体制

小児がん拠点病院の指定要件

診療体制

- (2) 診療従事者
- 1 専門的な知識及び技能を有する医師の配置 放射線、化学療法、緩和ケア(身体症状の緩和および精神症状の緩和)、病理医
- 2 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置

放射線技師、化学療法薬剤師、緩和ケア看護師(+薬剤師、心理士)、細胞診技師、小児看護又はがん看護専門(認定)看護師、チャイルドライフスペシャリスト、臨床心理士、社会福祉士

3 その他

各診療科を包含する居室等の設置、医師の専門性及び活動実績等を定期的に 評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備

小児がん拠点病院の指定要件

研修の実施体制

地域の医療機関等の医療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん 登録及び臨床試験等に関するカンファレンスや勉強会等を毎年定期的に開催する

情報の収集提供体制

相談支援センター

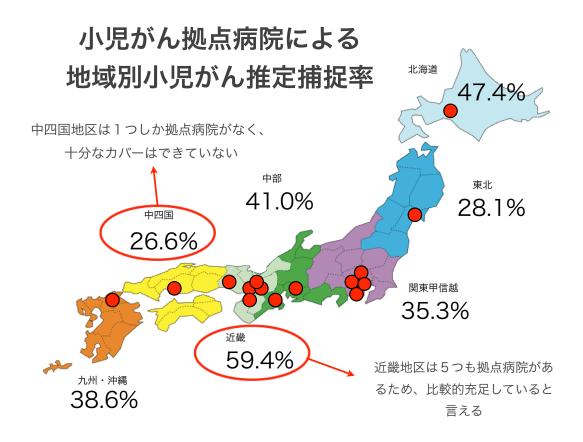
小児がん中央機関による研修を修了した小児がん患者及びその家族等の抱える 問題に対応できる専任の相談支援に携わる者を1人以上配置する

院内がん登録

小児がん中央機関による研修を受講したがん登録の実務を担う者を1人以上配置する

臨床研究に関すること

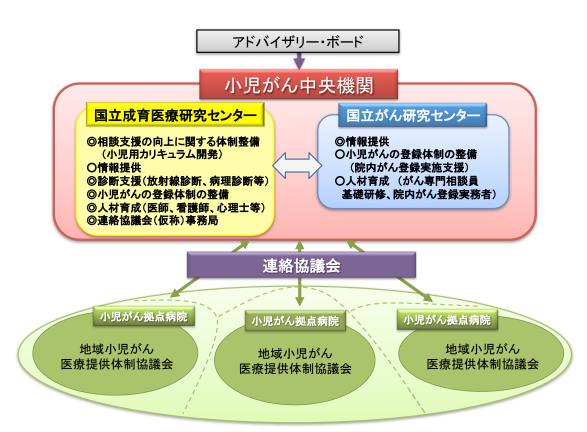
患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備



小児がん中央機関の役割

H24年9月7日(H26年2月5日最終改正)厚生労働省健康局長通知

- (1)小児がんに関する相談支援の向上に関する体制整備を行うこと。また、小児がん患者・経験者の発達段階に応じた長期的な 支援のあり方について検討すること。
- (2)小児がんに関する情報を収集し、広く国民に提供すること。
- (3)全国の小児がんに関する臨床試験の支援を行うこと。
- (4)小児がん拠点病院等に対する<mark>診断、治療などの診療支援</mark>を行う こと。
- (5)小児がん診療に携わる者の**育成に関する国内の体制整備**を行う こと。
- (6)小児がんの**登録の体制の整備**を行うこと。
- (7)(1)から(6)の業務にあたっては、**患者、家族及び外部有職者等による検討**を踏まえて行うこと。



厚生労働省 小児がん拠点病院の指定に関する検討会(一部改変)、2013

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱

小児がん拠点病院機能 強化事業費	厚生労働大臣 が必要と認め た額	小児がん拠点病院機能強化 事業に必要な報酬、給料、職 員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、会議費、賃 金、報償費、旅費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役 務費(通信運搬費、保守料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
		ただし、給料、職員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手 当、時間外 勤務手当)及び共済費については、院内がん登録促進事業、が ん相談支援事業及びプレイルーム運営事業に限る。	1500万円 x15
小児がん中央機関機能 強化事業費	厚生労働大臣 が必要と認め た額	小児がん中央機関機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保守料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
		ただし、給料、職員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手 当、時間外 勤務手当)及び共 済費については、普及啓発・情報提供事業 及び小児がん医療の診断支援事業に限る。	5000万円